

官報

号外

昭和四十六年十二月一日

○第六十七回 参議院會議 録第十一号

昭和四十六年十二月一日(水曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第十号

昭和四十六年十二月一日

午前十時開議

第一 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄振興開発金融公庫法案、沖縄開発庁設置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案及び沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案(趣旨説明)

第二 昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(河野三三) これより会議を開きます。

日程第一 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄振興開発金融公庫法案、沖縄開発庁設置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案(趣旨説明)

昭和四十六年十二月一日 参議院會議録第十一号

沖縄振興開発金融公庫法案、沖縄開発庁設置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案及び沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案(趣旨説明)
八件について、提出者から順次趣旨説明を求めます。福田外務大臣。

【国務大臣福田外務大臣登壇、拍手】

○国務大臣(福田外務大臣) 本年六月十七日に署名いたしました琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、趣旨の御説明をいたします。

戦後二十数年間異国の施政下にあった沖縄同胞の祖国復帰は、わが国民の悲願であり、平和条約発効以来歴代内閣にとり最も重要な政治的課題であったのであります。しかるところ、去る昭和四十四年十一月佐藤総理大臣とニクソン大統領との間の共同声明において、いわゆる核抜き本土並みの沖縄の返還について合意が成立し、自來両国政府間でそのための具体的な取りきめについて交渉が行なわれていたものであります。これが最終的妥結を見て、去る六月十七日に愛知外務大臣とロジャーズ國務長官との間で署名の運びとなった次第であります。

この協定は、前文と本文九カ条からなっておりますが、各条について御説明申し上げます。

協定の前文におきましては、佐藤総理大臣及びニクソン大統領が一九六九年十一月に琉球諸島及び大東諸島の地位について検討し、これらの諸島

の日本国への早期復帰を達成するための具体的な取りきめに関し、両国政府が直ちに協議に入ることに合意したこと、並びに両国政府がこの協議を行ない、これらの諸島の復帰が同年十一月二十一日に発表された両国首脳間の共同声明の基礎の上に行なわれることを再確認したこと等、この協定の締結の経緯を述べております。

次に、第一条におきましては、米国が琉球諸島及び大東諸島に關して平和条約第三条の規定に基づきすべての権利及び利益を日本国のために放棄し、日本国がこの協定の効力発生の日からこれらの諸島の行政、立法及び司法上のすべての権力を行使する権能及び責任を引き受けることを規定しております。その具体的地域に關しては、合意議事録で経緯度をもつて確認されております。

第二条におきましては、日米安保条約及び関連諸取りきめ等の日米両国間の条約は、この協定の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に適用されることと確認されております。この規定によつていわゆる本土並みが確認されているのであります。復帰後は基地の自由使用などというものはあり得ないことが明らかとなつてゐるのであります。

第三条におきましては、日本国政府は日米安保条約及び関連諸取りきめに従い、この協定の効力発生の日から米國に對しこれらの諸島における施設及び区域の使用を許すことになつております。この規定は、わが國の獨立回復時に行なわれたいわゆる岡崎・ラスク交換公文方式や、奄美、小笠原返還協定に於て特定用地の引き続き使用を許すとの規定を設ける方式を排除したものであります。これにより日米間における施設・区域の提供手続については、本土と同一の方式をとることとしてゐるのであります。

第四条は、日本国は米國の施政期間中にこれらの諸島において生じた米對請求権を放棄するが、この放棄にはその期間中に適用された米國の法令またはこれらの諸島の現地法令により特に認めら

れる日本国民の請求権の放棄を含み、このような請求権については米國政府が復帰後沖縄に職員を置いてその処理に當たる旨を定めております。また、米國政府は、高等弁務官布令第六十号によつて原状回復のための支払いの対象となつた土地と同様の損害を受けながらその対象となつた土地の所有に對し、その支払いとの均衡を失しないよう原状回復のための自発的支払いを行なうこととなつております。

第五条は、日本国は民事事件及び刑事事件に關し、原則として沖縄における裁判所が行なつた最終的裁判の効力を認め、また、係属中の事件について裁判権を引き継ぐこととなる旨を規定しております。これにより、円滑な沖縄復歸に對してきつて重要な要であります。この復歸前後の沖縄の社会秩序と法的安定性の維持を確保することができるとしてあります。

第六条は、琉球電力公社、琉球水道公社及び琉球開発金融公社の財産並びに復歸の日から米國に提供される施設・区域外にある米國政府の財産は原則として日本國政府に移転される旨及び米國政府が保有している埋蔵物等は日本國政府の財産となる旨を規定しております。このようにして日本國政府に移転される財産には、三公社のほかにも那覇空港施設等がございりますが、これらは復歸後も沖縄県民の方々の民生福祉にとつてきつて有益な役割を果たして行くものと信じます。

第七条は、日本國政府は、米國の資産が日本國政府に移転されること、米國政府がこれら諸島の返還を一九六九年十一月二十一日の佐藤・ニクソン共同声明第八項に於て日本國政府の政策に背馳しないよう実施すること、米國政府が復歸後に雇用の分野等において余分の費用を負担することとなること等を考慮して、協定の効力発生の日から五年間に三億二千万ドルを米國政府に支払う旨を規定しております。この条項について特記すべき点は、核抜きに關する佐藤・ニクソン共同声明の骨子が条文化されたこととあります。すでに申し

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄振興開発金融公庫法案、沖縄開発庁設置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案(趣旨説明)

昭和四十六年十二月一日 参議院會議録第十一号

述べましたこと、第二条において「本土並み」が明文化され、ここにまた「核抜き」が明示されたことによりまして、「核抜き、本土並み」の沖縄返還が返還協定中においても確保されましたことは政府の最も欣快とするところであります。

第七条でもう一つ重要なことは、在沖縄軍務者の方々の関係であります。この規定及び合意議事録の規定により、これら軍務者の方々は、復歸前の勤務期間を含む全勤務期間を算定した退職金を受け取り得ることになり、間接雇用の適用と相まって、軍務関係はきわめて安定した基礎の上に置かれることとなるものと確信いたします。

第八条は、日本国政府は協定の効力発生の日から五年間沖縄島におけるVOA中継局の運営継続に同意し、両政府は同日から二年後にVOAの将来の運営について協議に入ることを規定しております。

第九条は、この協定は東京で行なわれる批准書交換の日の後二カ月で効力を生ずることを規定しております。

この協定の効力発生によりまして、戦後二十数年間異国の施政権下にあった琉球の中から立ち上がり、復興と発展のためにひたむきな努力を続けてこられた沖縄同胞の方々とその愛する島々を祖国の胸に迎え入れることができるのであります。政府といたしましては本土及び沖縄の国民とともに、その日の一日も早くこれを切に念願するものであり、明るく豊かな沖縄県の建設のためにあらゆる努力を惜しまないものであります。沖縄の復興をもちまして平和条約第三条の規定に基づいて米国の施政権を有していたわが国の領土はすべて返還されることとなるわけでありまして、ここに日米関係は文字どおり、戦後の時代を終え、一そう強固な友情と理解の基礎の上にその発展を期することができるようであります。

以上が琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄振興開発金融公庫法案、沖縄開発庁設置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案及び沖縄の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特例措置案等に関する法律案(總旨説明)

二一六

を求めるの件の趣旨でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 山中貞則君、拍手

○國務大臣(山中貞則君) 沖縄の復興に伴う特別

措置に関する法律案、沖縄の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄振興開発金融公庫法案及び沖縄開発庁設置法案について、その趣旨を御説明いたします。

わが国民多年の悲願である沖縄の祖国復帰がよいよ明年に実現する運びとなったことは、国をあげての喜びであります。沖縄はさきの大戦において最大の激戦地となり、全島ほとんど焦土と化し、沖縄県民十万余のとうとい犠牲者を出したばかりか、戦後引き続き二十六年余の長期間にわた

りわが国の施政権の外に置かれ、その間沖縄県民はひたすらに祖国復帰を叫び続けて今日に至つてまいりました。祖国復帰が現実のものとなつたいま、われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもつて事に当たるべきであると考え

ます。祖国復帰というこの歴史的な大事業の達成にあたっては、各般の復興諸施策をすみやかに樹立し、かつ、沖縄県民の将来についての長期的な展望を明らかにして、県民の方々が喜んで復興の日を迎え得るような体制を早急に整えることを政府に課せられた最大の責務であります。

このような観点から、沖縄の祖国復帰の円滑な実現と、明るく豊かな平和な沖縄県の建設こそ沖縄復興の基本的な目標でなければならぬと存じます。このためには、まず第一に、沖縄の復興に際し、県民の生活に不安、動揺を来さないよう最大の配慮を加えつつ、米国の施政権下の諸制度からわが国の諸制度への円滑な移行をはかるため、

必要な暫定、特例措置を講ずることが肝要であります。第二に、沖縄が戦争で甚大な被害をこうむり、かつ、長期間米国の施政権下にあった事情に

加え、本土から遠隔の地にあり、多数の離島から構成される等各種の不利な条件をになっていることに深く思いをいたし、まずその基礎条件を整備することが喫緊の課題であり、進んでは、沖縄がわが国の東南アジアの玄関口であるという地理的条件と亜熱帯地方特有の気候風土を生かし、その豊かな労働力を活用して、産業の均衡ある振興開発をはかることが必要であると考えます。

政府は、このような見地から、従来より関係諸機関の総力を結集して復興対策に取り組み、同時に沖縄の各界各層の方々の意見を取り入れ、琉球政府と十分な調整を行ない復興対策要綱を決定し、この要綱を基礎として関係法律案の立案を進め、今日ここに成案を得て国会の御審議をいただく運びとなった次第であります。

まず初めに、沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律案についてその趣旨を御説明いたします。この法律案は、沖縄の復興に伴い、県民の生活の安定に配慮しつつ、従前の沖縄の諸制度から本邦の諸制度への円滑な移行をはかるために必要な特別措置を定めたものであります。

その第一は、従前の沖縄県は、当然に地方自治法に定める県として存続すること、また、沖縄県の市町村は地方自治法の規定による市町村となるものとするほか、沖縄県及び市町村の発足に際しての必要な措置を定め、第二に裁判の効力の承継等に関し、民事関係では事件の手続の承継等、刑事関係では罰則に関する経過措置、手続、執行の承継等についての措置を定め、第三に、琉球政府並びに琉球水道公社、琉球電信電話公社、沖縄放送協会等沖縄の法令に基づく特殊法人の権利義務の承継等についての措置を定め、第四に、通貨の交換とそれに伴い必要とされる印紙、切手類の交換等についての措置を定めております。

第五は、その他法令の適用に関する特別措置を定めた規定であります。まず、沖縄法令による免許等の効力の承継等の通則規定を置いた上、各省所管の法令について、たとえば、交通方法等に

関する経過措置、外国人弁護士に関する特例、直接税、間接税及び関税に関する特例、沖縄の学校その他の教育機関に関する経過措置、介助、歯科介輔についての特別措置、小作地所有制限、食糧管理法等に関する特例、特許法等に関する特例、自動車等の検査に関する特例及び自動車損害賠償責任保険契約等に関する経過措置、電話の設備料に関する公衆電気通信法の特例、労働者災害補償保険、失業保険等に関する経過措置、土地区画整理

に関する経過措置、地方税法に関する経過措置等を定めており、また、この法律に定めるもののほか、沖縄の復興に伴い必要とされる事項について、政令、最高裁判所規則等に委任するための規定を設けております。

次に、沖縄の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。この法律案は、第一に沖縄の復興に伴い、従来沖縄がわが国の施政権の外に置かれていたために必要とされていた法律の廃止または特別に必要とされていた規定の削除もしくは改正、第二に個別に置かれる国の出先機関の設置、管轄区域の追加等のため必要とされる各省設置法の改正その他沖縄の復興に伴い必要となる規定の整備等をその内容とするものであります。

次に、沖縄振興開発特別措置法案について、その趣旨を御説明いたします。この法律案は、沖縄の復興に伴い、総合的な沖縄振興開発計画を策定し、これに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖縄の振興開発をはかり、もって県民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とするものであります。つまり、この法律案は、本土において従来の地域立法でとられていた振興開発の手法を総合的に駆使するとともに、沖

繩の実情に合った産業の振興開発の方策を講じ、それらを計画的な沖繩の果づくりに役立てようとするものであり、他方こうした施策がとられても、制度の変更、米軍軍隊の縮小、撤退等に伴う失業等の避けがたい事態も予想され、これに対処するため職業の安定をはかるための特別の措置を講ずることにしております。

この法律案においては、第一に、土地の利用、産業の振興開発等十三項目にわたる十一年を目途とした総合的な沖繩振興開発計画を策定することとし、その策定については、沖繩の自治を尊重するたてまえから沖繩県知事が原案を作成し、内閣総理大臣が沖繩振興開発審議会の議を経て決定することにしてあります。また、振興開発計画に基づき事業のうち土地改良、道路、港湾等この法律案の別表に掲げる事業について、同表に掲げる率の範囲内で国の高率の負担または補助の特例を設けることができることにいたしました。また、振興開発計画に基づき、振興開発計画に基づいて行なう県道または市町村道の新設または改築、二級河川の改良工事、維持または修繕及び港湾工事について、県、市町村等からの申請に基づき国が直轄で行なえる道を開いたほか、二級河川に設けられるダムについて特定多目的ダム法を適用して国が直轄で建設または管理を行なうことができることにいたしました。

第二に、産業振興開発のための特別措置として、工業開発地区の指定制度を設け、農用地等の譲渡にかかる所得税の軽減、事業用資産の買いかえの場合の課税の特例、減価償却の特例、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置、特定事業所の認定の制度の創設とそれに伴う税制上の優遇措置、工場用地、道路、港湾施設等の整備及び農地法等による処分についての配慮につき規定の整備をはかってあります。また、沖繩の中小企業については、沖繩経済の振興のために特に必要と認められる業種について近代化基本計画を定めて近代化を促進するとともに、これらの業種のうち

さらに必要なものについては、構造改善計画の承認を行なう、緊急に構造改善をはかることにし、これらの業種に属する中小企業者に対し、金融上、税制上特段の優遇措置を講ずることにしております。

第三に、沖繩における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために必要な地域を自由貿易地域として指定することができることにし、自由貿易地域内における事業の認定を受けた法人について税制上の優遇措置を認めるとともに、国において必要があるとき、別に法律で定めるところにより、自由貿易地域内の土地及び施設に関する事業を行なうことを目的とする特別の法人を設けることにいたしました。また、第四に、電気の安定的かつ適正な供給をはかるため、沖繩の電気事業について資金上、税制上必要な助成を行なうとともに、米国民政府布令で設立され、沖繩における放送電の中核的機関である琉球電力公社の業務を引き継いで実施させるため、新たに特殊法人として沖繩電力株式会社を設立することにいたしました。

第五に、沖繩の労働者の雇用を促進し、その職業の安定をはかるため、職業紹介、職業訓練、就業機会の増大のための事業等に関する計画を作成し、必要な措置を講ずるとともに、沖繩振興開発計画に基づく事業等への失業者の就労を促進し、さらに一定の事由による失業者に対しては就職活動を容易にし生活の安定をはかるため、有効期間三年の求職手帳の発給、手当の支給その他早期再就職のための各種の援護措置を講ずることにいたしました。

以上のほか、無医地区における医療の確保等その他離島及び過疎地域について必要な定めをするともに、国有財産の譲与等の特例、地方債についての配慮等に関して必要な規定を設けてあります。

次に、沖繩振興開発金融公庫法案について、そ

の趣旨を御説明いたします。

この法律案は、沖繩の振興開発に資するため、本土における日本開発銀行、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、医療金融公庫及び公害防止事業団の融資業務並びに船舶整備公団及び公害防止事業団の融資業務に相当する業務を、一元的にかつ沖繩のみを対象として行なう総合的な政策金融機関として、沖繩振興開発金融公庫を設立し、沖繩の産業開発を促進するための長期資金の供給並びに沖繩の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、環境衛生関係の営業者等に対する資金の融通が円滑に行なわれることを目的とするものであります。

この法律案においては、まず、公庫はその成立の際、米国民政府機関である琉球開発金融公社、琉球政府関係機関である大衆金融公庫及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計等五つの特別会計の権利義務を承継することにしてあります。また、公庫の資本金は、その承継した純資産額に相当する金額としてありますが、政府は予算で定める金額の範囲内において公庫に追加して出資することができるとしてあります。公庫の貸し付け条件については、義務方法書で定めることになり、沖繩の現行の貸し付け条件及び本土の各公庫等の条件を勘案してでき得る限り有利な貸し付け条件を設定することにしてあります。

最後に、沖繩開発庁設置法案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、ただいま述べました沖繩振興開発特別措置法及び沖繩振興開発金融公庫法に定める国の諸施策を積極的に推進し、豊かな沖繩県の建設に政府が直接の力添えをするため、総合的な計画の作成並びにその実施に関する事務の総合調整及び推進に当たることを主たる任務とし、国務大臣を長とする沖繩開発庁を総理府の外局として設置しようとするものであります。

この法律案においては、第一に沖繩開発庁の所

掌事務及び権限について、沖繩振興開発計画の作成及びその作成のために必要な調査並びに振興開発計画の実施に関する関係行政機関の事務の総合調整及び推進に当たるとともに、関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積もり方針の調整を行ない、及び当該事業のうち、沖繩の振興開発の根幹となるべき社会資本の整備のための事業に関する経費を沖繩開発庁に一括計上し各省庁に移しかえる等、振興開発関連予算についての権限を同庁に与えることとしてあります。このほか、沖繩振興開発金融公庫法に関する事務を所掌し、また当分の間、沖繩の復興に伴い政府において特別の措置を要する特定の事項に関する施策の推進に関する事務を行なわしめることにいたしました。

第二に、沖繩開発庁の内部部局として、総務局と振興局の二局を置くことにし、また附属機関として、沖繩振興開発審議会を置き、沖繩の振興開発に関する重要事項について調査審議することにしたとしてあります。

第三に、沖繩総合事務局の設置及びその所掌事務等に関する規定であります。沖繩県民の便益に資するため、許認可、補助金交付等の行政事務あるいは沖繩の振興開発に関連する建設工事等について、沖繩現地に関係各省庁の通常のブロック機関の長の有する権限をおろし一元的な事務処理を行なうため、沖繩開発庁の地方支分部局として沖繩総合事務局を置くことにいたしました。

すなわち、総合事務局は、沖繩開発庁の所掌事務を分掌するほか、公正取引委員会の事務局の地方事務所、財務局、地方農政局、通商産業局、海運局、港湾建設局、陸運局、地方建設局等の地方支分部局において所掌すべきものとされている事務等を分掌することにしてあります。また、これらの地方支分部局において所掌すべきものとされている事務等については、当該事務に関する主務大臣または公正取引委員会が総合事務局長を指揮監督することになってあります。

二
一
八

第二は、人身損害に対する見舞い金の支給に関する規定であります。これは、沖繩におきまして、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日までの間に、合衆国の軍隊などの行為により人身にかかわる損害を受けた沖繩の住民またはその遺族のうち、一九六七年高等弁務官布令第六十号に基づく支払いを受けなかった者またはその遺族に対して、その支払いを受けなかった

事情を調査の上、必要があるときは、同布令に基づいて行なわれた支払いの例に準じて、見舞い金を支給することができることとしたものであります。

第三は、防衛施設周辺の民生安定施設の助成の特例に関する規定であります。これは、沖縄における防衛施設周辺の民生安定施設の助成の対象としたとして、市町村のほかには沖縄県を加え、かつ、補助率を十割とすることができるとし、もって基地周辺の民生安定策の強化をはかることをその内容としております。

第四は、沖縄の軍関係職者に対する特別給付金の支給に関する特例についての規定であります。これは、現在沖縄におきまして、沖縄法上の特別給付金を受けるべき地位を持っておりながら、合衆国の軍隊等に再雇用されたため、その支給を停止されている者がおりますが、その者が有する特別給付金を受けるべき地位を本土法の駐留軍関係職者等臨時措置法上の特別給付金を受けるべき地位を持つている者とみなして、その者が復帰後において駐留軍労働者の職を失ったときに、特別給付金が支給されるよう措置したものであります。

第五は、政令への委任に関する規定であります。これは、防衛庁関係法律の沖縄への適用上必要とされる事項につきまして政令に譲ることとしたものであります。

最後は、沖縄の復興に伴う防衛庁設置法の一部を改正する規定であります。これは、防衛施設庁の地方支分部局として、沖縄県那覇市に那覇防衛施設局を設置し、その管轄区域を沖縄県とすることなどを定めたものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)
○議長(河野謙三) まず、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、趣旨説明に対する質疑を行ないます。順次発言を許します。森元治郎君。

〔森元治郎君登壇、拍手〕

○森元治郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について質問をいたします。(拍手)

自由民主党は、衆議院においてこの重大ないわゆる沖縄返還協定をまたまた強行採決の暴挙に出たのであります。国会の審議権無視、議会政治の冒瀆、まことに痛憤の至りにたえません。佐藤内閣成立以来、この種の無法なことは、去る昭和四十年の春、スーパーマーケット法案、単独採決以来、十五の法案について約三十回ぐらいたつておるのであります。沖縄の人々の心をもとに行なわれるべきこの国会において、沖縄選出の安里、瀬長両議員には質問の機会も与えず、また、県民の総意を代表して建議書を携えて上京した屋良主席の日程を承知しながら、国会に到着する寸前に強行手段に訴えたことは許せません。総理の責任を追及するものであります。総理がかねてから、いや、去る六日にも、非核三原則は政府の断固たる方針であるから国会の決議は求める考えはないと答弁しております。ところが、強行採決後の去る二十四日の本会議ではこれを受け入れていたのはどういう理由であるか、明らかにすべきであります。

さて、協定に入ります。この際政府は、サンフランシスコ平和条約第三条による施政権が日本に返されてくるという歴史的経緯を明らかにすべきであります。第三条の趣旨によれば、アメリカは、沖縄を信託統治にするつもりである、それまでの間、アメリカが沖縄の施政権を行使するわけであり、アメリカが沖縄の施政権を返還されるわけであり、いま施政権が返還されるわけであり、この前提となるアメリカの信託統治というものは一体どうなっているのか。日米両政府ともこの点には一言も触れておられないのは、はなはだ不可解であります。私が言わんとするところは、もしアメリカが信託統治にする意思を放棄

したというならば、極東に脅威と緊張の状態が存在しなくなったら返すかもしれないという理屈をつけずに、きれいさっぱり日本に返還すべきが当然であろうと思ひますが、いかがでありますか。

政府は、沖縄を本来の姿に戻すということは施政権を取り返すことであると説明をされております。私は、それでは大事なことが落ちていってしまう。返還される。もちろんその上に基地も残る。戦前の平和な島沖縄、まる裸の沖縄になつて戻ってくるべきであると思ひますが、どうでしょう。この第三条に施政権の返還のしかたについて別に定めてないところを現実の政治家はうまく利用しました。今日のようにややくしき事態をしてしまったのであります。政府が、アメリカが信託統治の意思を放棄したことをいち早く見抜いて、すみやかに堂々と返還をアメリカに要求する外交を展開しなかつたことは、怠慢のそしりを免れないと思ひます。いかがでありますか。

また総理は、沖縄は戦争で失つた土地である。これが返るといふこと、これはたいへんなことだと言ひますが、私は、これは敗戦の結果、勝者アメリカの力で押えられ、本土から引き離されてしまっただけのことであります。当然返すべきもので、アメリカの恩恵的なものではないという歴史的な事実はこの際にはっきり国民に示して、後世の者にも誤解のないようにしておくべきであらうと思ひます。総理の、返ってくるという歴史的な事実を認識するのが大事で、あれこれ論議するのはよいことだといふような言論封殺の高圧的な態度といふのは、これは民主国家の宰相としてやるべきことではあります。私はだれを責めなくともいいから、総理大臣は冷静に客観的事実について丁寧な御答弁をしていただきたいと思ひます。外交については論議の限界のあることは私も承知して何っているものであります。

続いて本土並みといふことについてお尋ねします。

す。アメリカの軍事基地の規模、機能、特殊部隊の存在、VOAなど、どこをとつても本土並みなどということは見当たりません。安保条約と関連取りきめがそのまま沖縄に適用されるから本土並みと言ひますが、条約は自動的にその国の領域に及ぶものでありますから、あたりまえの語であります。アメリカ軍基地の自由使用を事前協議事項で押えただけといふことをさすのであります。アメリカは自由使用をあくまで日本に対して主張して、なかなかこちらの言うことを聞かなかったのかどうか、交渉の経過を御説明願ひます。また、第七心理作戦部隊とかSR71偵察機とか、煙のような忍者のような性格で、事前協議にないしろもの、これをどうして安保のワケ内での行動を制御できるのでしょうか。福田外務大臣は、何とかする、何とかしますと言ひますが、条約のワケで締めるというのですから、条約的に根拠を示してもらいたいと思ひます。いたづらに他国を挑発するおそれのある特殊なものはすみやかに撤去させるべきであります。

VOA放送も冷戦の遺物であることはすでに承知してるところであります。アメリカは協定締結を切つてもという強い態度でわれわれのほうに譲らなかつた。そしてこちらがこれに負けてしまったといふ、これも交渉経過をはつきり伺ひたいのであります。この放送は、客観的なニュース放送であると言ひますが、その放送というものは、同時に諜報関係——インテリジェンス・サービス、こつちの関係の大きな作用をしていることも、隣近所の軍事国家は先刻承知であります。この種のものは平和に逆行しますので、すみやかに、これからでもいから、強力な交渉をもつて撤去すべきであります。

校の問題について伺ひます。これは返還協定の最も重要な問題点であります。これが協定に明記されていないところに問題があります。政府は、第七条に書き入れてある、きわめて明瞭だと言ひ

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、沖縄の復興に伴う防衛庁設置法の一部を改正する法律案、沖縄返還協定に関する法律案(趣旨説明)

琉球諸島及び大東諸島の返還に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結並びに承認を求めるの件、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案及び沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特例指置等に関する法律案（趣旨説明）

佐藤・ニクソン共同声明と返還協定の關係について、政府はこれまで現行安保条約の説明にあつては、日本の防衛義務は日本の領域に限る、武力攻撃には日米は共同して当たる、アメリカは外のほうの極東の平和と安全に当たるということでありました。ところが、一昨年の共同声明を見ますと、総理は、台湾地域と韓國の安全も日本にとつてそれぞれ重要、緊急なものであると述べています。このことは、台湾、韓國という日本の外の地域の防衛に関心を示し、深くかわり合いを持つという全く新しい防衛態度を初めて公式に表明したものと注意されるものであります。

福田外務大臣は、緊急緩和はまだムードであつて定着していないとの判断を示しておられますが、ムードをつくること、ムードに乗ることが外交でありまして、定着したときはおそいのであります。この点を伺います。

来年は朝鮮問題が大きくなりやくなります。日本が日韓關係を結んだ、例の、韓国は朝鮮の唯一の合法政府という、こういう問題も国連の場を取り上げられるようになってまいります。政府は、こういうことに対処する対策はどうでありますか。

久保・カーチス取りきめ、西村長官に伺いましょう。沖縄住民にとって統治者の交代は、われわれのはかり知れない不安が、彼らのはかり知れ

尖閣列島について伺います。アメリカ上院の審議の過程において、この尖閣列島だけが特に問題として取り上げられたのを見て奇異の感じを免れません。アメリカの言い分によれば、尖閣列島の施政権は日本に返すことになるが、その領土主権の帰属については関与しない、もし領有権を主張する国がありとすれば、関係国の話し合いによってきめたらよからうというもののようであります。一体、アメリカは、どこの国のものかわからないこれらの島々の施政権を押えていたというのでしょいか。そのくせ、返還後も演習場として使用するということになっております。キツネにたまましたようでさっぱりわかりません。何とも不愉快な話であります。その間の事情を外務大臣からお伺いしたいと思ひます。

山中長官 ちよつと一点だけお伺ひいたします。基地をこのままにしておいて、豊かな平和な沖縄

昭和四十六年十二月一日 参議院會議録第十一号

グアム・ドクトリン、ベトナム戦線の動向、米中接近、南北朝鮮における話し合い、最近の中共の国連参加・国府追放等、アジアにおける国際情勢は佐藤・ニクソン会談による共同声明が行なわれた二年前と著しく変化をしております、緊張緩和の方向にあるやに見えますが、いまだきわめて流動的で樂觀を許さぬものがあると思ひます。かかるアジアの国際情勢の激しい変遷の中で今回沖縄が返還され、沖縄の米軍基地はその機能を縮小することになりました。沖縄の米軍基地はアジアの戦略上のかなめ石といわれ、アジアの防衛上きわめて重要な役割りを果たし、その平和と安全を確保してきたものであります。わが国の驚異的な経済成長をなし遂げたのも、また、国内に自由過ぎるほどの言論、行動がはんら

四三二一

まず、沖縄返還によつてわが国の平和と安全がそこなわれないように配慮せよとの御意見であります。私はごもっともであると存じます。政府といたしましては、今後とも国際間の緊張緩和にできる限りの努力を払うことはもとよりであります。国民の国を守る気概のもと、国力、国情にふさわしい自衛力を整備するとともに、日米安全保障体制を堅持して、極東の平和とわが国の安全

を確保する方針であります。

次に、日中間の国交正常化はかねてから政府の念願とするところであり、特に最近の中国をめぐる国際情勢及びわが国世論の動向から見て、いまや政府が、この問題の解決のために積極的に取り組む時期にきているものと考えております。このため政府としては、北京政府が応ずるならば、日中双方が相互の立場を尊重するという原則のもとで、日中関係正常化の問題を含め、双方に関心のあるあらゆる問題について政府間の話し合いを行なう用意があり、北京政府がこれに応ずることを期待しております。

次に、沖縄返還協定に対する国民世論をどう受けとめているかとお尋ねであります。私は、核抜き本土並みの原則を完全に貫き、沖縄県民をはじめ国民の十分な理解を得られる協定に合意することができたものと確信をしております。政府としては、この協定があらゆる努力を積み重ねて妥結に達したものであり、現段階では、これ以上のもは望めないものと考えておりますが、だからといって、これが完全無欠のものであって、一点非の打ちどころのないもの、かように考えているわけではございません。ただ、一番大切なことは、一億国民、特に百万沖縄県民が長い間待望していた祖国復帰を一日も早く実施することであり、足らざるところはその上でさらに補っていきたいと考えている次第であります。この上とも御理解を賜わりたいとお願いをいたします。

沖縄の核抜き返還につきましては、たびたび御説明したとおり、一昨年十一月の日米共同声明第八項にある核抜きに関するニクソン大統領と私の約束が今回の沖縄返還協定第七条により条文化されたのであります。また、米国会議における証言でも明らかとなり、政府としては返還後の沖縄に核が存在しないことには何らの疑いも抱いておりません。しかしながら、政府としては核に関する沖縄住民の気持ちも十分理解できるので、協定上の約束以上に必要であるという意味ではな

く、念には念を入れるという意味で、核が存在しないことを確認するため、何らかの方法がないものか、目下米側とも話し合いを行なっておりますが、今後とも、なお最大の努力を払う所存であります。

最後に、基地縮小の問題と事前協議についてのお尋ねがありました。政府としては、御指摘のとおり、返還後は段階的に基地の整理統合を実施していく考えであります。本土の場合も、平和条約発効後逐次基地の縮小をはかったことは御承知のとおりであります。特に沖縄の場合は、ただいまからこの問題に取り組む、沖縄県民の福祉の向上に一そう努力してまいりる所存であります。また、返還協定第二条に明記されているとおり、復帰後の沖縄には安保条約とその関連取りきめがそのまま適用されるのであります。お尋ねのように、沖縄における基地から米軍が直接戦闘作戦行動に出る場合は事前協議の対象となることは言うまでもありません。復帰後の沖縄への核兵器の持ち込みも事前協議の対象となりますが、非核三原則を堅持する政府としては、本土と沖縄を問わず、核兵器の持ち込みに関する事前協議に対しては常にノーということは政府がたびたび明らかにしているとおりであります。この機会に、重ねて以上の政府の所信を明らかにしておきます。

(拍手)

〔国務大臣福田赳夫登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫) まず第一は、中国問題に対して私の所見いかんというお話でございまして、これはただいま総理からお答えがございました。このお話を私は考えております。結論的に私の信条を申し上げますれば、日中関係の正常化は歴史の流れである、そういうような認識に立ちまして、日中問題にはまっ正面から取り組んでいくという決意であるということだけを申し添えておきます。

次は、未解決のいわゆる請求権問題の処理はどうするの、こういうお話であります。御承知のと

ように、協定第四条におきまして、アメリカ側が支払いの責めに任ずべき事項が掲げられておるのでございますが、このアメリカ側の支払いに漏れたもの、これをどうするかという問題でございまして、このいわゆる請求権問題といわれる案件は、これは千差万別と言いか、無慮無数にあると思っております。それらの実態は今日なお把握しておらないのであります。ただいまその努力を続けておるわけでありまして、特に来年度予算におきましては、このための調査費等も考えまして、徹底的な調査をいたしてみたい、そうしてこれが何らかの措置をとる必要があると認めるものに對しましては、妥当な措置をとりたい、かように考えて、もしそういう結論が出ますればこれを実行するために予算上必要な措置をとるということをはっきりここで申し上げておきます。

次に、VOA、これは一応五年の期限というところになっておるが、五年前になるべく急いでこれが撤去されるようにという要請を込めての御質問でございますが、先ほどもお答え申し上げましたように、今後のことにつきましては、条約発効後二年後にVOAの将来の運営について協議を行なうと、こういうことになっておるのであります。この協議を通じて、なるべく早くこれが撤去されるということにつきましては最善の努力を尽くしたいと、かように考えております。

(拍手)

〔国務大臣西村直己登壇、拍手〕

○国務大臣(西村直己) 米田議員にお答えいたします。

自衛隊の沖縄派遣の必要性はどうなのか。——先ほど御演説の中でも申されたように、施政権返還になりますと、沖縄が本土の一部になる。したがって、その地域における防衛責任というものは、国の責任として当然なっているわけであり、特に自衛隊は、もちろん国の安全のための防衛努力と同時に、民生協力、災害派遣等を実施いたしてまいりますが、これは、本土の場合と全

く同様で、また、その責務も同様であります。現在、沖縄には、安保条約に基づく米軍は復帰後も残るわけでありまして、これは安保条約上のいわゆる諸義務を持つておるわけでありまして、われわれの自衛隊は、当然国の作用の一つとしての防衛の責務を果たしてまいります。ただ、部隊配置につきましては、最小必要限度の部隊というふうに考えてまいりたい。ただ、最小必要限度と申しまして、相当な距離がございまして、必要最小限度の基幹部隊、支援隊等は送らなければなりません。ただ、それも一挙にというのではなくて、私どもは段階的にというふうな配備の方法、また、一部にある自衛隊を御理解いただけない方々に対しては、われわれは極力自衛隊をよく理解していただくように、その点も努力いたす次第であります。(拍手)

○副議長(森八三三) これにて午後一時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十分開議

○議長(河野三三) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。峯山昭範君。

〔峯山昭範君登壇、拍手〕

○峯山昭範君 私は、公明党を代表して、ただいま趣旨説明のありました沖縄返還協定に対し、総理並びに関係大臣に若干の質問を行ないます。

政府は去る十七日、沖縄返還協定を審議中の衆議院特別委員会において、抜き打ち的に強行採決を行なったのであります。これは議会制民主主義のルールを踏みにじった全くの暴挙であり、きわめて遺憾なことでありまして、総理はこのような最悪の事態を引き起こした自由民主党総裁として、その政治責任を一体どのようにおとりになるつもりか、最初にその所見を伺いたいのであります。次に本論に入ります。

昭和四十六年十二月一日 参議院會議録第十一号

まず第一に、極東の安全と平和という視点から

の沖縄の位置づけについてであります。さきの国連総会において、圧倒的支持のもとに中華人民共和国の国連復帰が決定したことにより、世界秩序の新しい編成が進むことはいまや必然の情勢であります。これにつれアジア並びに日本の平和と安全の問題も全く新しい視点から見直していかなければなりません。沖縄返還協定はまさにその代表的なものであります。ニクソン訪中をきっかけに、戦後二十数年間続いていたアジアの冷戦構造は、いま、なだれを打って崩壊しようとしております。たとえば、これまでアジアの緊張激化の源となっていたベトナム戦争も、結局に向かう努力が続けられております。一方、最近の朝鮮半島におきましても、三十八度線における南北赤十字会談の成功により、朝鮮統一への雪解けのきざしが見え始めてきました。このように、米中接近を背景に、極東の平和は一步と新しい明るさを取り戻しつつあるのが現状であります。来年二月二十一日に、ニクソン訪中が実現すればその影響は決定的なものになるでしょう。私たちが、当然こうした新しい歴史の開幕にあたって平和の歯車を回していかなばなりません。沖縄がこれまでどおり、軍事基地の島として生き抜く限り、アジアの緊張は緩和されないであります。

そして、そうした時代における政策をとり続ける限り、わが国は、アジアの冷戦解体に背を向けて、孤立化の一途をたどることは必至であります。

ところが、政府、特に福田外相は、かかる極東情勢について、本日の午前中の答弁においても、緊張緩和のムードは出てきたが、まだ定着していない、などと述べており、極東情勢の現状分析について本質的に誤った認識を暴露しております。総理は、極東の緊張緩和について、外相と同様に単なるムード的なものであると本気で見ておられるのか、あるいは、現に緊張緩和がすでに進んでいると考えておられるのか、真意のほどを伺いたいのであります。

いのであります。

第二は、核の問題についてであります。アジアの緊張緩和にとって最も重要な問題は、返還後における沖縄に核が存在するのかもしれないのかという点であります。核抜き本土並みという政府のうたい文句には国民は聞きあきっているものであります。特に政府の沖縄の核に対する認識は、VOAと同様に、全くもって浅薄な認識であり、高性能爆薬H.E.の資料などによるわが党の追及により、最近になってやっと核に対する認識を新たにしたといった現状であります。高性能爆薬H.E.の移送の危険は、ランドルフ米軍基地発射の資料ですでに明らかとなっており、五万人の住民が被害を受け、沿道の住民を避難させない限り、重大な事態に立ち至ります。沖縄県民の人命尊重の上からも無視できない問題であります。このH.E.の安全対策についても、ただ話を聞くだけで政府は何ら手を施しておりません。全くもって行政上の怠慢もはなはだしと言わざるを得ません。また、辺野古弾薬庫や南部弾薬庫の核倉庫の拡大とともに、知花弾薬庫の中心地に核倉庫と見られる建造物が、今春すでに完成されているともいわれており、衆議院においてわが党の渡部委員からも、この建設に伴う設計図を明示してまでの追及に対し、政府は誠意のない無責任な答弁に終始しております。これは、核抜ききの背信行為であります。政府は、核抜ききの点検、調査については、さきのランチャーの撤去と同様に、日米両国による共同調査をも否定しているのではありません。このような米国の追迫の腰を折る許せません。政府は、核撤去のため、本土の岩国基地と同様に、まず立ち入り検査を行なうとともに、民間の学術専門家を立ち会わせるという新しい方式の採用を強く米国に主張すべきであると思ふが、総理の所見を伺いたいのであります。

一方、最近特に国民の恐怖と不安をかもし出していることに、本土における核の存在についてであります。国民は少なくとも本土には核はないと信じてきましたし、政府もそのことを主張し続けたのであります。ところが、先日、岩国基地に核が持ち込まれているとの疑惑に引き続き、さきの衆議院沖縄・北方領土特別委員会におきまして、わが党の伊藤委員の調査により、新たに東京都下の横田基地に核が持ち込まれている疑いが明らかになったのであります。すなわち、伊藤委員は、一昨年十二月、横田基地でヨギベアを運搬中、二回事故が起こったことを示す資料が手元にある。ヨギベアとは、核を示す暗号名だ。また、基地内では、核事故の訓練が昨年二十回、一昨年十回行なわれていると、核存在の新事実をあげております。この横田基地の核の存在について総理は、さようなことがあろうはずは絶対でない、非核三原則に反する場合、その政治責任は重大である、私が疑惑があると思えば、国民の納得できない処置をとると答弁をされたのであります。このような危険な横田基地で、もしも事故が起こったとしたら、それこそ取り返しつかない大惨事になりかねないのであります。特に、総理は去る二十四日の衆院本会議において、非核兵器並びに米軍基地縮小決議が可決された後、発言を求められたのであります。その精神からも当然、総理は一刻も早く立ち入り調査を行ない、その疑惑を晴らすべきだと思ふのであります。総理の所見を伺いたい。さらに、核の存在が国民の前に明らかになった場合、総理はその政治責任を一体どのようにとられるつもりなのか、あわせて所見を伺いたいのであります。

第三は、自衛隊配備と基地の問題についてであります。政府は、沖縄の防衛上の位置づけについて、旧態依然たるニクソン・ドクトリンあるいはPATO構想などといった米国の軍事的役割の肩がわり政策を完全に放棄し、極東における冷戦構造の解体へ大きく方向転換すべきであります。さらに、極東における緊張緩和の現状から見ても、沖縄に六千八百名もの自衛隊の配備を約束している久保・カーチス協定は当然に廃棄されるべき性格のものであると考えます。もともと六千八百名の自衛隊を配備することが沖縄返還の取引条件になっていたことは明らかであり、これは日本国主権に対する侵害であり、わが国への内政干渉であると思ふのであります。特に、沖縄返還後、沖縄米軍がおかみ比、ANZUS条約の範囲内に入っていることは、わが国を他国の戦争に巻き込ませることになり得ます。これはわが国の安全保障にとって非常に危険なことでもあります。さらに、米軍が返還後においても、沖縄米軍の行動の自由並びに基地機能を維持しようとしていることは、ジョンソン國務次官、スナイダー駐日公使など、米高官の証言で明らかにされております。重大なことは、それが佐藤・ニクソン共同声明に基づいていると証言されていることでもあります。これに対し政府は、沖縄米軍の出動は事前協議の対象となり、認めるかどうかは、その時点の客観情勢を見て国益中心に判断するとか、事前協議にはどこまでも独立国家として独自性を持つて対処するなどの見解に終わり、抽象論の域を出ていないのであります。政府が真に沖縄県民をはじめとする国民の心を尊重するならば、あまりに本土と格差のあり過ぎる現在の米軍基地機能を低下させ、自由行動の歯どめをさせる責任があると思ふます。そのため、政府は米極東戦略の目玉商品と見られている核はもちろんのこと、第三海兵師団やSR71偵察機などの撤去を求める再交渉をすべきであります。そうでなければ、本土並みの公約は全くナンセンスであると思ふのであります。政府は、抽象論でなく、実質的に米軍の基地機能及び自由行動を縮減させるために具体的な方途について強く米国と交渉すべきであると思ふのであります。総理の所見を伺いたいのであります。

また、自衛隊の配備は、極東の安全と平和に逆行するものであり、軍国主義化を助長することにも、アジアの諸国に刺激を与えることから、断じてやめるべきであります。少なくとも、四次防

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄返還後金沢公庫法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、沖縄返還後金沢公庫法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案（各案説明）

の縮小と並行して大幅な予算の削減をはかり、もつて、自衛隊及び装備の縮小を思い切つて断行されんことを国民とともに切に要望するものであります。あわせて総理の所見を伺いたいのであります。

また、自衛隊の編制についてありますが、報道によれば、朝霞の自衛官殺害事件に、事件当時現職の自衛官が関係し、制服購入などを手助けしたために逮捕されたといわれている。これが事実とすれば、実に重大な問題であるが、防衛庁長官より詳細に経過と対策を報告願いたいのであります。

最後に、沖縄経済の問題についてであります。沖縄の経済は、基地経済という特殊な経済構造であり、その上、経済立地の最もすぐれたところは、すべて米軍基地内に存しているという特異な経済情勢の中にあることを知らなくてはなりません。このような経済的環境から見て、単なる小手先の振興開発や政府の助成措置では、真に沖縄県民の心を満足させることはできないと思ふのであります。一九七五年に政府は、「海洋と人間精神」のテーマで沖縄海洋博の開催を計画していることとありますが、一応の復興経済の刺激にはなるにせよ、根本的な経済的解決にはならないと思ふ。沖縄の振興開発を本質的に進め、ほんとうの意味の本土並みの経済秩序を確保するためには、何といつても基地を撤去し、基地の中の沖縄から基地のない沖縄に大転換することが第一義的条件であります。ところが政府は、かえつて逆に、現在の米軍基地を切れ目ないよう強制的に使用できる暫定措置法案を提出しているばかりでなく、米軍基地の撤去されたところに自衛隊を配備し、実質的に基地の存続を行なうとしております。沖縄の総合開発をはばんでいるのは米軍基地であり、その存続に大なたをふるわぬ限り沖縄は永久に後進地域として取り残されてしまうのであります。このように、政府の沖縄経済に対する考え方は根本的に誤りをおかしており、本土

並み復帰を願っている沖縄の心をここでもまた傷つけようとしているのであります。政府は、沖縄の基地経済を転換して正常な経済構造と経済体質にいかにして改善しようとしているのか、あるいは、いままでの基地経済に固執するつもりなのか、今後の沖縄経済のビジョンと方途について総理の所見を伺いたいのであります。

以上をもって私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手】

○国務大臣(佐藤榮作君) 峯山君にお答えいたします。

まず、衆議院における沖縄協定の採決につきましては、午前中にも社会党の森君にお答えいたしましたように、私もこれにつきましては十分反省をしております。与野党の立場は違つても、国民のための政治であることにおいては変わるところはないのでありますから、お互いに行き過ぎがなければ成り合ひ、足らざるところは補ひ合ひ、そうしてわが国の議会政治の健全な発展に尽くすことを念願するものであります。特に今国会における審議は、戦後長きにわたつて外国の施政権下にあつた沖縄の返還を実現することに主眼があるのでありますから、十分に論議を尽くし、問題点を解明し、その上でできるだけすみやかに沖縄の祖国復帰を実現することが国民の期待にこたへるゆえんであると信ずるものであります。今後とも御協力をお願いする次第であります。

次に、最近のアジア情勢をながめると、ニクソン大統領の訪中決定をはじめ、中国の国連参加、韓国と北朝鮮赤十字会談など種々緊張緩和の動きが見られることは確かであり、他方、アジアの諸地域における対立抗争など、なお流動的な面が存在することを考えます。緊張緩和が定着したと言ひ切るのは多少早計に過ぎると私は考えます。したがつて、私としてもアジアにおける緊張緩和を心から望むことは当然であります。現時点においては、やはり今後の事態の推移を慎重に見きわめる必要があると考えております。

次に、核撤去の点検についてお尋ねがありました。共同声明八項の文言、さらに返還協定第七条での条文化、あるいは米国会院におけるロジャーズ国務長官の証言など、返還後の沖縄に核が存在しないことについては一点の疑いもございません。すでに何度も繰り返し返してお答えしてはおります。しかしながら、政府としては沖縄県民の気持ちも理解できますので、念には念を入れたという意味合ひで、核の不存在を確認するため何かよい方法はないかと米側と話し合ひを続けていますところであり、

横田基地の問題について、衆議院でも公明党の伊藤惣助丸君に十分お答えしたとおりであります。日本本土の米軍基地には核はございません。したがつて、横田基地の立ち入り検査をする考えも、ただいまのところはございません。万一わが国に核があるというようなことが明らかになつた場合には、たまたび申し上げておる通りに、当然負うべき政治責任を負う考えであることを、この際にはつきり申し上げておきます。

返還後の沖縄には安保条約とその関連取りきめがそのまま適用されることになるのであります。そうなれば、沖縄の米軍は本土と同様に安保条約のワケ内でのみ駐留を許され、かつ、事前協議制の適用を受けるのでありますから、基地の機能も米軍の行動もおのずからそれなりの制約を受けることとなります。第三海兵師団もその例外ではありません。政府としては、その取り扱いにつき再交渉する考えはございません。現在考えている沖縄への自衛隊の配備計画は、沖縄の本土復帰によつてわが国が当然に負ふこととなるこの地域の局地防衛、民生協力等の責務を果たすための最小限のものであると考えます。このために適正な規模の予算や装備は当然に必要であると考えます。

最後に、沖縄経済についてお尋ねがありました。政府としては、復帰後における沖縄経済の振興開発をはかるため、新全国総合開発計画を改定するとともに、今国会に提出している沖縄振興開

発特別措置法案に基づいて計画を策定し、総合的な施策を推進して、基地経済の是正等、各般にわたる本土との格差をすみやかに是正するとともに、沖縄の特性を生かした振興開発をはかつてまいりたいと考えております。

詳細につきましては山中総務長官から答弁いたします。お聞き取りをいただきます。

以上。(拍手)

【国務大臣福田赳夫君登壇、拍手】

○国務大臣(福田赳夫君) 私が、極東の緊張緩和の傾向はまだムードであつて定着しておらない、こゝういふことについて重ねてのお尋ねでございます。

私は、森議員に対してお答えいたしましたとおり、ムードが出ておるといふことは、率直にこれを認めるものであります。しかし、これが固定化しているかといふと、なお今後の情勢の推移を見なければならぬ。いま、われわれが問題にしておるのは沖縄の問題である、わが国の安全保障の問題である、安全保障のこの大事な問題をムードだけで論ずるわけにはいかぬ、こゝういふふうに思つておるわけであり、そのことは先ほどもお答え申し上げたとおりであります。そのこととあつたことを峯山さんにもお答えを申し上げる次第でございます。(拍手)

【国務大臣(西村直己君) 登壇、拍手】

○国務大臣(西村直己君) 朝霞駐とん地の中におきます自衛官殺害の事件につきましてお尋ねがございました。この事件そのものは目下捜査関係当局で捜査は進行中であり、いづれはさうらにはつきりしたのにならぬと思ひますが、ただいままで私い聞きましたところ、被疑者の中に元自衛官が三名関係がいたしております。特にそのうち一名は、遺憾ながら、事件当時は現職自衛官であつたわけであり、この点は特に、まことに申しわけないと思ふ次第であります。

自衛隊は、申し上げるまでもなく、私も着任以来、国民の自衛隊としての原点に戻つて自衛に徹

一三八

韓国に対しては、前向き発言を撤回し、一方、中国の一部である台湾については、中華人民共和国の国連加盟という現実にもかかわらず、依然として米国の中華民国に対する条約上の義務遂行の決意を十分に評価して対処するというのは、理屈の筋が通ります。しかも、今日のアジア情勢

が最も強く出ているのは、三次産業のウエート

の協定について、政府の

立の軌道に乗り得たかもしれません。しか

しかるに、政府・自民党は、この憲法の精

いて総理の率直な見解を明らかにしてい

次に私は、核撤去の問題について政府の明確な答弁を伺いたいと思います。総理は、核の配置は、

府負担額二十万ドルに比べ、きわめて多額であります。これは核撤去作業の異常性を物語るものと

負うべき債務を日本政府が肩がわりすることを法律で明記し、県民が持つ請求権を法律上の権利と

わすれて琉球政府が提出された要請書を最大限に考慮することはもちろん、琉球政府とも十分調整を

昭和四十六年十二月一日 参議院會議録第十一号

琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求め、件、沖縄の復興に伴う特別措置に關する法律案、沖縄の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置に關する法律案（趣旨説明）

二三〇

行なっており、すでに県民の十分な理解を得ているものと考えている次第であります。

また、自衛隊配備についての問題点、公用地等暫定使用法案、対米請求権の処理のあり方などについての政府の基本的方針は、すでに機会あるごとに明らかにしてまいったところでありますが、今回あらためて提出された屋良主席の建議書につきましては、従来の琉球政府の要請と異なるものもあり、また、問題の性質上、実施が困難と思われるものもある半面、政府としても、政令の段階で、あるいは運用の際に実施を予定しているものも含まれております。いずれにしても、建議書の内容をさらに検討の上、できる限り県民の要望に沿い得るよう、今後とも格段の努力をしていく考であります。

次に、一昨年十一月の私とニクソン大統領との共同声明第四項において、韓国及び台湾について私が示した見解は、わが国が自国の安全との関連で極東地域の安全を一般的にどのように認識しているかを明らかにしたものであります。また、この共同声明発表の際の邦人記者会見及びナショナル・プレス・クラブにおける演説において、特に韓国、台湾に触れたのは、これら諸国の安全とわが国の安全との関係についての政府の認識を率直に述べたものであります。しかし、幸いにしてそのような事態は予見されないのでありますが、曾称君にお答えしたとおり、事前協議に際してこれがイエスを確約したものであるとの印象を与えて

いるとすれば、これは事前協議制の本質から見ても妥当でないし、かつ、私の真意でもないもので、訂正するにやぶさかでないと思つたのであります。事前協議に際しては、イエスもあればノーもあることを、いままでもたびたび申し上げておりますが、この機会に重ねて申し述べたものであります。

次に、明年早々に予定しております私とニクソン米大統領との会談についてのお尋ねであります。まだ共同声明を出すかどうかなど細部については米側と打ち合わせておりません。したがって、いろいろ具体的なお尋ねがありました。これらの点は、ただいままだはっきりきまつておらない問題でありますので、御意見は御意見として承つておくつもりであります。ただ私は、ニクソン大統領が中国を訪問されるその前に友邦諸国と忌憚のない意見の交換を行ないたいという趣旨でありますから、私としても、国際社会の平和維持、友邦諸国の均衡ある発展という見地から、全般的な諸問題について率直な意見交換する考えであります。また、与党の諸君とはもちろんであります。先ほどもお答えいたしましたように、これは野党各党とも十分話し合ひをした上で私のニクソン大統領との会談の腹ごしらえ、決意を固めたい、かように思つております。

次に、返還時において沖縄に核の存在しないことは、栗林君も十分御理解いただけたものと思つた。また、この問題に対する栗林君の御意見は、政府としても十分参考にしたいと考えております。

す。

また、沖縄から核が撤去されたかどうかを査察する問題は、国際法上きわめて困難な問題であることは理解していただきたいと思います。であります。政府としては、沖縄県民に不安が残らないよう、何らかの確認を得るよう、この上とも努力する考えでございます。

請求権の問題は、すでに方針の決定しているものはこれに基づいて処理する方針であります。それ以外のものは事実関係を十分調査し、適切な措置を講ずる所存であります。その際、必要があれば立法措置をとることも考えております。

以上、私からお答えをいたしました。その他の問題につきましては、それぞれ所管大臣からお答えいたします（拍手）

（国務大臣福田起夫君登壇、拍手）

○国務大臣（福田起夫君） 質問の第一点は、特殊部隊を撤去すべきではないかという御意見を含めてのお尋ねでございます。

これは先ほども森元治郎議員に対してお答えいたしましたところでございますが、特殊部隊、特殊部隊とおっしゃいますが、これは沖縄がわが国に返還された以上は、安保条約並びにその関連取りきめのこの制約下に入るわけでありまして、また、当然国際法を順守しなければならないというふうなことで、御心配をおかけするような事態には万々ならないことをはっきりと申し上げます。いままでの話し合いによりますと、太平洋陸

軍情報学校、陸軍混成サービス群、これは返還時までは撤去されることになっております。また、その他のものにつきましては、これが返還後といえども残留をするというふうなことになるまいしうかと存じます。いま全面撤去の交渉を行なうべしというふうなお話でございますが、全面撤去のための再交渉、これはいたす考えはございませんので、まことに申しわけございません。

次に、わが国のアメリカに対する支払いの考え方についての問題でございます。わが国は、この協定においてアメリカ政府に対しまして三億二千万ドルの支払いをいたすことにいたしました。その経過を申し上げると御理解がいかと思つたのであります。いま御指摘の資産承継に見合ふ分といたしまして一億七千五百万ドル、それから米軍基地に働く軍務者、その退職金が、米軍の取り扱いでいきますと、これは内地とはなはだ均衡を失する低いものであります。そこで、その退職金を内地並みにして支払うことにする、そういうための支払いといたしまして七千五百万ドルとなるのであります。以上を合計いたしますと、二億五千万ドルと相なるわけでございまして、アメリカはこれに對しまして、将来におきまして米軍が、沖縄を去りゆく、米軍は沖縄に對しまして軍事施設を、多額のものを保有しておるわけでありまして、それを無償で残していく、また核撤去という問題もある、それらを考えまして多額の要求があつたわけであります。私どもは、その

多額の要求に応ずることはできないというので応酬いたしました。何といたしましてこの協定はまともななければならぬ。私どもの考え方としたしましては、その米軍の残していくところの資産、軍事資産の無償引き受け、また核撤去、そういうようなものを考慮いたしまして総額七千万ドル、これはまあ高度の政治判断という形でめいたわけでございます。そのとおりに御了承願いたいと思ひますが、したがって、ガスの撤去には二十万ドルしかかからないじゃないか、核撤去には七千万ドルじゃないか、こういう御比較でございますが、そうじゃない。七千万ドルというのは核ばかりじゃないのです。いろいろなものを含めましての七千万ドルである。高度の政治判断としての七千万ドルであるということであつて、これを御比較くださることはまあ當を得ないのではあるまいか、さように考えます。

さらに、栗林議員におかれては、基地の問題についてのお尋ねでございます。特殊部隊のことは先ほど申し上げました。ゴルフ・コースやあるいは基地機能維持の必要以上のもの、まあ、それをまた空閑地とおっしゃられるのかもしれませんが。それらの問題につきましては、ただいまアメリカ当局とも話し合っております。非常に熱心に話し合つておるわけでありまして、なお今後とも鋭意この問題を推し進めてまいりたい、かように存する次第でございます。(拍手)

以上であります。(拍手)

〔国務大臣西村直己君登壇、拍手〕

○国務大臣(西村直己君) 特に私に直接のお尋ねはないと思ひます。総理から大体の大綱をお話しになりましたので、御了承願ひたいと思ひます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 日本共産党を代表して、沖縄協定をめぐる若干の問題について佐藤総理に質問します。

まず伺いたいことは、衆議院における強行採決の問題であります。

いまさら多言を費やすまでもなく、先月十七日から一週間の衆議院における事態は、国会の法規、慣例を無視した不法、不当なものであり、安保国会、日韓国会を上回る許しがたい暴挙であります。わが国政の基本路線にかかわる重大案件が、国民に納得のいく審議も尽くされず、いつもこのような手段によつて処理され、そのたびに議会制民主主義が踏みにじられて今日に至つた。いま、沖縄県民をはじめ国民の怒りと不信は極度に高まっています。また、沖縄協定の自然成立を意図的に推し進めた今回の衆議院での暴挙は、憲法で定めた二院制の基本精神を踏みにじつたものであります。

総理は、衆議院での不法採決と参議院無視という、この二重の議会制民主主義のじゅうりんに対

してどのように責任を感じておられるのか。また、自民党の總裁でもある総理は、今後、沖縄協定と関連法案について、国民が納得できるような審議をどのように保障されるつもりか。冒頭に、まず総理の明確な答弁を願ひます。

これまで、協定についての衆議院の審議はわずか数日間、核心に触れた問題の解明はほとんどなされていません。協定に対する国民の疑惑は深まるばかりです。

まず、協定の眼目とも言うべき核問題であります。

沖縄における核の存在、核撤去の点検と確認、撤去作業開始の時期、撤去費用七千万ドルの積算の根拠等々、たび重なる追及に対して、政府は何一つ納得のいく答弁をしていないではないですか。

特にわが党は、沖縄の現地調査によつて手にした米軍資料に基づいて、第十八戦術戦闘航空団の核投下訓練、第三海兵師団の核武装、第四〇〇弾薬整備隊の核安全点検作業などの実態を明らかにし、現実に沖縄に核部隊が存続し、訓練していること、しかも、この部隊が返還後もそのまま残ることをあげ、施政権返還後は核抜きになるという

政府の宣伝が全く根拠の薄いことを追及しました。しかるに政府はこれに対して、「立ち入り検査はできない」「調査をする」と答えただけで、いまだにその結果を正式に報告していないではありませんか。謀略放送、特殊部隊についても、また基地問題、自衛隊の配備等についても同様です。

資産買い取り、賠償請求権の問題、裁判引き継ぎの問題などは、ほとんど審議されていないあります。このような審議の状態、論議が尽くされていなどと言ふのでしうか。沖縄協定の審議はまさにこれからであり、参議院で十分審議を尽くすべきだと思いますが、総理の見解を伺ひます。

今回の沖縄協定は、国際法上不法不正なサンフランシスコ条約第三条を容認し、沖縄百万県民を塗炭の苦しみにおとし入れた米軍の不当な軍事占領を合理化したものであり、返還協定の名に値しないものであります。

さらに、沖縄協定がいかに危険な軍事的性格を持つかは、本協定と安保条約の関連を具体的に検討すれば一そう明白なのであります。

まず第一に、総理は、本協定第二条について、安保条約とその関連諸取りきめが何ら変更なく適用されるから沖縄は本土並みになると再三言明し、さらに、沖縄に安保が適用されれば核も自由出撃もなく、侵略的な米軍や特殊部隊の性格は変わると答弁しております。しかるに、過日の米上院軍事委員会の聴聞会でウェストモランド陸軍参謀総長は、「沖縄の大規模な基地施設は、出撃基地、兵たん基地、補給基地、通信基地である。この基地複合体は米軍の東南アジア作戦にとつて死活的貢献をし、さらに沖縄に引き続き軍事駐留することは将来も無期限に必要とならう」と述べ、施政権返還後も沖縄の戦略的重要性や基地

昭和四十六年十二月一日 参議院会議録第十一号

機能が何ら変わるものでないことを強調している
のであります。しかも、総理はこれをあたかも裏
書きするように、一昨年の日米共同声明で、沖縄
にある米軍が重要な役割りを果たしていることを

認め、日本を含む極東の諸国の防衛のために米國
が負っている国際義務の効率的遂行を妨げること
のないことをニクソン米大統領に約束しているの
であります。総理、一体これで、安保が適用され
れば米軍の機能や性格が変わるなどとうして言
えるのですか。変わるのはいむしろ安保条約そのも
のであり、極東戦略のなめ石を日本全体の中に
かかえ込むことによって本土までが沖縄化される
以外の何ものでもないではありませんか。

そこで、総理並びに外相に具体的にお聞きしま
すが、米第十八戦術戦闘航空団所屬のF105やF4
戦闘機が現に行なっている核模擬爆弾による
核投下訓練は、安保が適用されれば一切なくなる
とここで明言できますか。政府が核抜きを言明す
る以上、それがたとえ訓練といつても、これを続
けさせることは、有事の際の核攻撃の準備をして
いる証明であり、重大な問題なので、この点につ
いて明確な答弁をお願いします。

また政府は、協定成立後は沖縄での第三国人の
訓練は、安保条約の目的に反し、禁止されるとし
ばしは答えています。しかし、安保条約下にある
富士演習場に来て、一昨年来常時原子砲の砲撃
訓練を行なっている米第三海兵隊の中に、現に東
南アジアの第三国軍人がまじって訓練を受けてい

る確固たる事実があります。これは明らかに安保
条約の範囲を越えるものだと思いますがどうでし
うか。

次は、返還後沖縄に適用される安保条約は、單
に従来のものをそのまま継続するのではなく、日
米共同声明で、一そう侵略的なアジア安保に改題
されたものであるということであります。それは
従来の安保条約では、「日本国の安全に寄与」す
るというたわれていたものが、共同声明では、「日
本を含む極東の平和と安全」というふうに変更
され、その適用範囲が日本から外へ向け拡大され
ているのを見ればきわめて明らかであります。

この共同声明の合意事項を法的拘束力のある条約
にしようにするのがまさに今回の沖縄協定であ
り、前文に「共同声明の基礎の上に」と明記して
いることが何よりのこれが証拠であります。

そこで、安保の抜け穴とも言うべき事前協議問
題について具体的にお聞きしたいと思います。

一昨年総理は、ナショナル・プレス・クラブ
で、事前協議については前向き、かつ、すみやか
に対処すると言明しました。この総理の発言は、
極東条項、韓国・台湾条項などと合わせて、アメ
リカ議会における沖縄協定成立の重要な前提条件
であり、根拠とされているものであります。総理
は、過般の衆議院協定特別委員会、事の重大性
を感じてか、「前向き」の部分を変更すると答弁され
ました。

そこで、私はあらためて総理にお聞きします。

総理は、アメリカ政府に対して、この発言の取り
消しを正式に申し入れるつもりかどうか。そうし
なければ、アメリカ側か日本国民側のいずれか
の欺く結果にならざるを得ない性質を持つ問題で
すから、ここで明確にしていただきたいと思うの
であります。

最後に、総理に端的にお聞きします。総理は、
一体この沖縄協定によって日本全土の今後にと
よる新しい事態が起こるといふふうに考えてお
られますか。少なくとも日本全土の米軍基地は、
沖縄を含めれば、その数は二倍、さらにその基
地は、その機能や行動範囲において全く異質の侵
略的、謀略的なものを多数かかえ込むことになる
ことは、いままでの論議の中で繰り返されてきた
ところであります。その結果、沖縄を含めた日本
領土から米軍が出動して他國を攻撃すれば、わが
國は基地提供の共犯者として報復攻撃を受けて
も、国際法上抗議することもできないという立場
に立たされることになりま。

これは少なくとも
アメリカがアジアにおける軍事侵略をやめない限
り、日本の米軍基地を撤去しない限り、いつも一
億国民の頭上に重くかぶさってくる問題でありま
す。総理は一体このことを真剣にお考えになつた
ことがあります。アメリカの朝鮮やベトナムの
侵略戦争に沖縄が踏み台として使われたことも、
沖縄がアメリカの施政権下にあつたればこそ、わ
が國は直接その責任を問われることはなかったの
です。しかし、協定発効後はそうはいりませ

ん。日本全土、そして、一億国民の生命がここ
にはかかっているのです。この意味からも、
危険きわまりないこの沖縄協定は撤回すべきもの
であります。真に沖縄百万国民の心を心とする
なら、当然核もない基地もない無条件返還をかち
とり、自衛隊の配備を取りやめるべきでありま
す。

総理の明確な答弁を求めて、私の質問を終わ
ります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 衆議院における採決に
つきまして、日本共産党からもおしかりを受けま
したが、すでに、これまでの質問者にお答えいた
しましたように、私は謙虚に反省をしております。
私といたしましては、今後参議院において十分
議論が尽くされ、沖縄県民をはじめ全国国民希望
の沖縄の祖国復帰が一日も早く実現するよう衷心
より願っている次第であります。

次に、復帰時に沖縄に核が存在しないことにつ
きましては、日米共同声明、沖縄返還協定のみな
らず、米国上院の審議に際しての米当局者の言明
により、もはや疑問の残る余地はないものと考え
ます。

その他、基地縮小の問題や自衛隊配備等に対す
る政府の考え方は、すでに御理解いただけたもの
と信じていますが、その他なお御疑問の点について
は、今後の参議院の審議の過程で重ねて明らかに
してまいりたいと存じます。

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復興に伴う関係法律の適用の特別措置等に関する法律案(趣旨説明)

事前協議についての政府の態度は一貫しており
ます。すなわち、事態に即応し、国益に照らして
判断するということであり、したがって、イエ
スもあればノーもあるわけであります。私のナ
ショナル・プレス・クラブでのこの問題について
の発言については、衆議院で民社党の曾祿君にお
答えたところ、私の心がまえを申し上げたもの
であって、もし誤解を招く点があるとすれば訂正
するにやぶさかでないということであります。し
たがつて、米政府に取り消しを申し入れるといふ

沖繩返還とは全國民的悲願であり、國民の熱意と努力によつてよりやくこの願いが達成されようとしてゐることは喜ぶべきことではないでしようか。緊張緩和に向かつて全世界的な努力が重ねられてゐるとき、いたずらに危機感をあおめることはいかがかと思ひます。ともあれ、政府といたしましては、今後ともすみやかな復歸実現に向かつて全力を傾ける決意でありまして、沖繩返還協定を撤回するなどというような考へは全くないことをこの機会に明確に申し上げておきます。

○喜屋武眞榮君 私は沖繩からの証言をいたし
そして幾つかの質問をいたしたいと思います。

佐藤総理、沖繩協定に関する限り、その内容は、
実質的に自民党の単独審議と言わなければなりません。なぜかといへば、本会議場における公明、
民社両党の激しい反対討論が何よりもこれを物
語っているではありませんか。その本質は、一点
も疑う余地がなく、去る十七日の衆議院における
沖繩返還協定特別委員会における強行採決の再現

Figure 1

佐藤總理、この六十七国会はいわゆる沖繩国会であります。總理は一貫して、明るく平和で豊かな沖繩づくり、そして、あたたかく迎えようと強調されました。しかし、協定可決に至るまでの間、その審議の中身ははたして沖繩国会にふさわしいものだったかどうかということでもあります。答えは明らかにノーであります。逆に国政の中における厳然たる沖繩課外をまざまざと見せつけられたのであります。住民の意思を基盤とすべき民主主義政治の正義と良心は沖繩のために一体存在しないのか、こう問ひ詰めてきたとき、私は言ひようのないいら立たしさとむなしさに襲われてなりません。そしてまた、ここに新たな軍事支配の足音をひしひしと感じ取ることができます。そこで、沖縄県民は、あらためて、日本にとって沖縄とは一体何なのかということを問わねばなりません。それに対する答えは、日米共同声明や、今回可決された返還協定、さらに自衛隊の大量配備を取りきめた久保・カーチス協定に照らしてあまりにも明白であります。一言で言うならば、米軍の強大な基地の島であり、日米アジア軍事戦略の上できわめて重要な価値ある島であるということです。そこでは軍事が優先し、住民の反戦、平和の願いは常に退けられてきました。そのこと

次に私は、沖縄にとつて復帰とは何かということについて、一度考えてみたいと思います。沖縄の歩んできた過去、現実の歴史の中で、あまりにも長く、そしてあまりにもきびしく沖縄は疎外されてまいりました。そして、いまだ主人公たる沖縄県民の意思を問うことなく、返還が実施されようとしております。総理、将来もなお国益の名のもとに犠牲をしいられるということでありましょうか。沖縄の苦難の道、犠牲について、この悲運、この歴史の重みを心から理解するのではありません、それは皮相的なものとなりましょう。いま、沖縄に求められているものは単なることばではなく、そのことばを裏づける内容であるということであります。残念ながら、沖縄の基本的な要求にこたえるものではないということを経直に指摘せざるを得ません。当然のことながら、沖縄県民はいささかも復帰そのものを拒むものではございません。沖縄県民が心から求めているものは、単なる施政権の返還ではなく、軍事的危険と重圧からも

一つ、総理に、沖縄県民の求めている平和と人権と自治にかかわる沖縄協定の内容について、総理は、復帰までの過程において、また復帰後直ちに再交渉する、内容を前進させるための再交渉するという意思がありましょいか、お伺いいたします。

二つ、外務大臣に、返還後沖縄は本土並みになると言いますが、実質的に密度の上で本土並みになる時期はいつか、その具体的計画を明示してもらいたい。

三つ、防衛庁長官に、核の撤去の時期とその確認方法を明示してもらいたい。

四つ、外務大臣に、沖縄における米国資産は当然沖縄に無償で譲渡すべきものであるにもかかわらず

らず日本政府が買い取ることを約束した理由は一体何なのか示してもらいたい。

五つ、同じく外務大臣に、沖縄県民の請求権処理に關する特別法を制定すべきであると思うが、その意思がとおりかどうか伺いたい。

六つ、総務長官に、基地はほとんど現状のまま残るのに、基地労働者が大量整理されつつあるが、その理由は一体那邊にあるのか。また、その軍離職者対策をどのように考えておられるかお聞きしたい。

七つ、防衛庁長官に、本土における米軍関係損害補償法令を復帰前の沖繩に週及適用すべきであると思いますが、いかがでありますか。どうお考えでありますか、お伺いいたします。

入つ、外務大臣に、VOAは復帰後二年後に将来の運営について協議に入るといふが、五年後に撤去させるという意味なのか、また、延期もあり得るといふ意味なのか、はっきりした御見解を承りたい。

九つ、防衛庁長官に、返還されるのはもちろんの島々、そして岩礁とその周辺三海里の水面——領海であるといわれている。その他の部分の上空は公空であるが、現在米軍が設けている防空識別圏との関係はどうなるのであるか。すなわち、アメリカの立場をそのまま日本の自衛隊が引き継ぐという意味なのかどうか、御見解を承りたい。

十、事前協議制が歯どめとなり得るためには、個々の行動についてなすべきものではなく、可能

性のあるものは置かないという機能面でチェックするのでなければ効果はあり得ない、こう思います。そのことについて外務大臣の御見解を承りた

十一、防衛庁長官に、自衛隊の沖縄配備について再検討の意思はないのか。また、六千八百名配備の基準は一体どこにあるのか、そのことを承りたい。

十二、尖閣列島につきましては、いまや国際問題化する懸念がありますが、日本政府としてどう対応されるのであるか、このことを外務大臣に承りたい。

以上、総理以下関係大臣の具体的な答弁を求めて私の質問を終わります。（拍手）

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣（佐藤榮作君） 答へをいたします。

前の質問にもお答えいたしましたとおり、衆議院における採決のあり方につきましては、私も反省をしております。今回のこの国会における審議

は、喜屋武君にとっては最も関心の深い沖繩返還協定並びに関連諸法案がその中心課題であります。喜屋武君が身をもって体験してこられた沖繩

県民の苦しみや悲しみを、われわれ本土の者は少しでも理解しようと努力する責任があると私は考へております。それは、何にも増して祖国復帰を一日も早く実現することであると思うのであります。

す。私は、就任以来、一日として沖繩の人々の心を忘れたことはありません。沖繩の返還は、私に

課せられた歴史的使命であるとも考えている次第であります。幸いにして、沖縄県民をはじめ国民各位の御努力によって復帰実現の見通しもつきつつあります。私もさらに倍する努力をする決意ですが、国会におかれても、審議を尽くし、そうして、一日も早く沖縄の人々をあたたく迎え入れたいと切望しております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、しばしば申し述べますとおり、今回の協定で県民の要望が十分に取入れられていないものにつきましては、政府として今後改善に最大の努力をする方針であります。特に基地の問題は、その整理縮小をはかるべく、すでに現在の時点で米側と機会あるごとに話し合いを行なっております。屋良主席からも建議書が出されておりますが、これには、問題の性質上実施が困難と思われる

るものもございますが、その反面、政令の段階やあるいは運用の際に実施を予定しているものも含まれております。政府としては、この建議書も含め、できるだけ県民の要望に沿い得るよう、今後とも格段の努力をいたす考えであります。御鞭撻を賜わりたいと思います。

いろいろお尋ねがありました。具体的なお尋ねにつきましては、問題ごとに関係大臣からお答えいたします。お聞き取りをいただきたいと思
います。（拍手）

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣（福田赳夫君）　喜屋武議員にお答へ申

し上げます。

基地密度が非常に高い、このことは私も十分承知しております。また、それに伴うところの沖縄県民の感情、またこれが経済再建に及ぼす影響、そういうものにつきましても十分承知しております。そういう認識の上に立ちまして、アメリカとの間にいま基地の縮小整理に関する交渉をいたしておりますが、この交渉の成果は、これは国際情勢が将来どうだとか、アジア情勢のいかん、また、それに伴うところのアメリカの極東政策、さらにはアメリカの財政政策、こういうものも大きく響いてくると思います。そういうようなことで、ここでプログラムをさせというお話でございますが、さようなことはできません。精一ぱい努力をいたすということをはっきり申し上げます。

それから次には、アメリカの資産につきまして、これを支払いをするのはどういうわけだ、こういうお話でございますが、私どもは買い取りと已言っておらないのです。資産を承継する、それに対して支払いを行なう、こういうふうに申し上げているわけでございます。私どもは買い取りの観念を持っておらないのであります。しかし、三公社の資産に見られるように、沖縄県民のずいぶん福祉に役立つところの資産があるわけでありまゝ。これはいろいろいきさつがあることは私も承知しております。それをアメリカ政府が沖縄に置いていくということに対して支払いを行なうとい

昭和四十六年十二月一日 参議院会議録第十一号

うことは、社会的に妥当な受け取り方がされるのではないが、さように考えております。

次に、VOAの問題でありますが、先ほどもお答え申し上げましたが、この問題につきましては、復帰後二年後に将来の運営に対して協議をするということにいたしておりますが、このVOAの存続の期限は五年となっております。これを非常にまあ理屈せめて言いますれば、五年をこえることもありますし、五年を引っ込むこともあるのであります。が、私どもの今後のこの協議に臨む考え方といたしましては、なるべくこの基準である五年の期限を短縮をいたしたい、かように考えております。

次に、事前協議の問題でございますが、事前協議、これはまあ在留部隊の出撃、そういうような場合の事前協議のことかと思ひますが、喜屋武議員は、部隊の能力や機能、そういうものを基準として考えるべきではあるまいか、こういうような御意見を込めてのお話でございますけれども、私はこれは非常にむずかしいと思ひます。私どもはどこまでも、能力、機能ではない、行動を基準といたしましてこの問題を考へていきたい、それが妥当な考へ方である、さように考へております。

次に、解決漏れになる請求権の処理に対して特別立法をする考えはあるか、こういうお話でございますが、解決漏れになりますところの請求権、これはまあたくさんの種類のものがあります。

す。これらを精査いたしましたして、何らかの措置を要するといふものにつきましては予算上の措置をとるものもあります。また、必要な場合におきましては立法上の措置をとることもあります。いずれにいたしましても、適正な処置をとるといふことをはつきり申し上げます。（拍手）

〔國務大臣西村直己君登壇、拍手〕

○国務大臣(西村直己君) 喜屋武議員から、ただいま、第一には、本土におきまする米軍関係損害補償法令を復帰前の沖縄にさかのぼって適用したらどうか、こういう点が一点ございます。で、今回の防衛庁関係法律の適用に關する特別措置法案によりまして処理しようとするいわゆる諍和前人身損害補償漏れ、この事案につきましては、本土法令を適用いたしますよりは、布令六十号に準じて補償するほうが、請求する方にとり得策であると認められますので、この措置をとりつつあるものであります。

なおその他に、ただいまもお話が出ましたが、返還協定等によって米側が処理することになる以外の請求権ないし諸請求、これにつきましては実態をやはり明らかにしたい。その実情調査の上、適正に処理をするという考えは当然でありまして、その処理の方法にあたっては、それぞれの事案に応じて妥当と思われる方策を検討してまいりたい、こう思います。

それから第二点は、防空識別圏のお話が出てお
ります。で、防空識別圏につきましては、現在は

アメリカの施政権下でありますから、米軍の防空識別圏を持っております。元来この防空識別圏は、直接の領土とは関係ございませんが、国土を国防衛する場合に各国でやっておりますが、自他の航空機を一応リーダーその他で識別をする一つのラインであります。で、われわれの国いたしましたし、でも、沖繩が復帰いたしましたし、いずれは航空自衛隊が沖繩の復帰後におきましては対領空侵犯措置をとることになる日が来るのでありますが、その場合には、われわれの自衛に必要な防空識別圏というのを検討をする、米軍のをそのまま引き継ぐという考えではありません。具体的にはリーダー・サイトの能力とか航空機の能力とか、こういふような諸事情を勘案していききたい。目下検討中でございます。

それから、最後の第三点であります自衛隊の配備であります。これは一応、まだ最終決定ではございませんが、当初三千名余、やがてだんだんに六千八百名、これ以上は、ふえるつもりはありません。ただ、これが多いじゃないかと、よく言われる方があります。ただ密度の關係からまいると、すという、北海道はこれは密度がかなり高い。これはもう御存じのとおりです。それから九州全体よりはむしろ沖繩のほうがまだ低いのであります。それで、――密度であります。いわゆる人口割りの密度であります。人数の問題ではあります。人口割りの密度としてなぜそういう形がとられるかという、一つは、遠隔地でありますか

ら、そういう意味が一つ。それから、部隊をかりに配置いたします以上は、ただ少数であればいいというものではない。一応の作業なり機能なりが動けるような一つの基幹部隊、それからあるいは支援部隊、たとえば沖繩には御存じのとおり施設部隊も参ります。これはむしろいろいろ工事とかあるいは災害復旧、あるいはその他救援、これらもやはりある程度の組織がないとそういう作業はできない。こういうふうに御理解をいただきました。もちろん、具体的配置につきましては沖繩の土地の方々の十分なる御理解を私どもは得るようには努力しますが、いずれにしましても、こういう形で配置してまいりたい、こういう考えであります。(拍手)

〔國務大臣山中貞則君登壇、拍手〕

○國務大臣(山中貞則君) 基地がほとんどそのままあるのに解雇がどんどん発生することは一体どういふことなのかということに関連しての御質問であります。

米側のこれに対する意見としては、予算が縮小、経費が削減されてきたとか、あるいは米軍部隊の整理縮小によるものだというような意見を言っておりますが、この経費の削減等によって、たとえばクラブ等——将校クラブ等のいろいろな従業員を解雇するとか、あるいは間接雇用に契約をしていくとかということも、うなずけない点もなくてはなりません。米軍部隊の整理縮小に伴うものであるという理由等については、それなら

ば、整理縮小されたと同時にその基地がやはり整理縮小されなければならないはずでございますから、そこらのところがやはり問題の存するところであろうと思います。したがって、総理、外務大臣からもたびたび答弁がありますように、復帰を待つまでもなく、今日以後の時点も含めて、この基地のさらに合理的な整理縮小の方向に、日本政府側としても琉球政府と連絡をとりながら努

手の流出することのない島にしたいと考えますし、また、今回提案いたしております沖縄振興開発特別措置法案の中で、今日まで何の手だてもできませんでした三種、四種の軍関係の雇用者の方々についても、復帰後は、訓練手当その他について同じような配慮ができるように処理いたしているところでございます。（拍手、「答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

「喜屋武眞榮君発言の許可を求む」

○議長（河野謙三君） どうぞ御登壇の上——答弁

漏れですか。答弁漏れ、どうぞ。

○喜屋武眞榮君 尖閣列島についてはまだ答弁がありません。

○議長（河野謙三君）　じゃ、その席から。外務大臣ですか。外務大臣わかっていますか。外務大臣。

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣（福田赳夫君） 尖閣列島のことにつき
まして落としましたようです。

尖閣列島は、日清戦争ですね、あのときの講和

して、やはり、先ほどもお答その中に申し上げましたように、産業の振興その他による雇用需要の振興、あるいはまた万博等大型プロジェクトの遂行に伴うところの公共投資あるいはそれらが永続して残るための建設に関する現地における雇用に対する貢献、こういうものをいろいろと含めながら、今後さらに沖繩の現地における雇用需要の振興につとめ、そして、相なるべくくれば、本土との間にかきねがなくなっても、沖繩から貴重な働き

あるといふことは一点の疑いもないんです。ですから、まあこの問題はもうこれ以上お聞きにならぬでくださいと私お願いしたいくらいの気持ちでございます。もう、一点の疑いもありませんか。ら、自信を持って尖閣列島はわが國の領土である、とう御主張願いたいと思います。(拍手)

○議長(河野謙三君)　これにて琉球諸島及び大東諸島に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めるの件の趣旨説明に對する質疑は終了いたしました。

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年十一月二十四日

衆議院議長 船田

参議院議長 河野 謙三殿

中

昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に
関する法律

〔昭和四十六年度分の地方交付税の特例〕

第一条 昭和四十六年度に限り、同年度分として

〔昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」と

いう。附則第九項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に次の各号に掲げる額の合算額を加算した額とする。

一 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額 五百二十八億円

二 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三三号）附則第十六項の規定による借入金の額 千二百九十五億六千万円

昭和四十六年度に限り、同年度分として交付

昭和四十六年十二月一日 参議院會議録第十一号 昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

すべき普通交付税の総額は、法附則第九項の規定により算定した額に千二百七十三億六千万円を加算した額(以下この項において「昭和四十六年度当初交付税額」という。)の百分の九十四に相当する額に五百五十億円を加算した額とし、

3 昭和四十六年度分限り、法別表に定める單位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	單位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	一、九六〇、〇〇〇円
二 土木費			
1 道路橋りょう費	道路の面積	一平方メートルにつき	七〇八〇
(1) 經常経費	道路の延長	一メートルにつき	一、二五〇〇
(2) 投資的経費	河川の延長	一メートルにつき	二二四〇
2 河川費	河川の延長	一メートルにつき	一八〇〇
(1) 經常経費	港灣(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	六、二〇〇〇
(2) 投資的経費	港灣(漁港を含む)における外郭施設の延長	一メートルにつき	二、〇〇〇〇
3 港灣費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	一四五〇
(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき	一〇〇〇
4 その他の土木費	人口	一人につき	八〇〇〇
(1) 經常経費			
(2) 投資的経費			

道府県			
三 教育費	一 小学校費	教職員数	一人につき
	二 中学校費	教職員数	一人につき
	三 高等学校費	教職員数	一人につき
四 厚生労働費	一 生活保護費	町村部人口	一人につき
	二 社会福祉費	人口	一人につき
	(1) 經常経費	人口	一人につき
	(2) 投資的経費	人口	一人につき
	三 衛生費	人口	一人につき
	四 労働費	人口	一人につき
	五 産業経済費	失業者数	一人につき
一 農業行政費			
二 教育費	一 小学校費	教職員数	一人につき
	二 中学校費	教職員数	一人につき
	三 高等学校費	教職員数	一人につき
四 厚生労働費	一 生活保護費	町村部人口	一人につき
	二 社会福祉費	人口	一人につき
	(1) 經常経費	人口	一人につき
	(2) 投資的経費	人口	一人につき
	三 衛生費	人口	一人につき
	四 労働費	人口	一人につき
	五 産業経済費	失業者数	一人につき
一 農業行政費			

昭和四十六年十二月一日 参議院會議録第十一号 昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

入 費	七 災害復旧費	(2) 投資的 経費	(1) 經常經 費	3 その他の 諸費	2 恩給費	1 徴税費	六 その他の行 政費	4 商工行政 費	(2) 投資的 経費	(1) 經常經 費	3 水産行政 費	(2) 投資的 経費	(1) 經常經 費	2 林野行政 費	(2) 投資的 経費	(1) 經常經 費	(1) 經常經 費
元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金
千円につき	千円につき	千円につき	一人につき	一人につき	一人につき	千円につき	千円につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一ヘクタールにつき	一ヘクタールにつき	一ヘクタールにつき	一戸につき
二五〇〇〇	九五〇〇〇	七〇〇〇〇	七四五〇〇	二〇〇〇〇	一一四〇〇	二〇〇〇〇	三三九〇〇	一一、五〇〇〇	二七、八五〇〇	一、九〇〇〇	七二〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一五、八五〇〇

九 特別事業債 償還費	一 消防費	二 土木費	1 道路橋り より費	(1) 經常經 費	(2) 投資的 経費	2 港湾費	(1) 經常經 費	(2) 投資的 経費	3 都市計画 費	(1) 經常經 費	(2) 投資的 経費	4 下水道費	(1) 經常經 費	(2) 投資的 経費	5 その他の 土木費	(1) 經常經 費
元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金
千円につき	一人につき	一人につき	一平方メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一三二〇〇	一、三〇八〇〇	五、五五〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	一一四〇〇	二五〇〇〇	三〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二五〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	一六七〇〇

市町村	(2) 投資的経費	人口	一人につき	九〇〇〇
	三 教育費			
	1 小学校費	児童数	一人につき	六、四五〇〇〇
	(1) 經常経費	学校数	一学級につき	一六二、二〇〇〇〇
	(2) 投資的経費	学校数	一校につき	一、四四〇、〇〇〇〇〇
	(1) 經常経費	学級数	一学級につき	一〇〇、〇〇〇〇〇〇
	2 中学校費	生徒数	一人につき	五、六四〇〇〇
	(1) 經常経費	学級数	一学級につき	一六二、五〇〇〇〇
	(2) 投資的経費	学校数	一校につき	一、四四〇、〇〇〇〇〇
	(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一〇〇、〇〇〇〇〇〇
	3 高等学校費	生徒数	一人につき	一、五〇一、六〇〇〇〇
	(1) 經常経費	教職員数	一人につき	一一、〇三〇〇〇
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	五、〇〇〇〇〇〇
	4 その他の教育費	人口	一人につき	九三〇〇〇
	(1) 經常経費	人口	一人につき	六〇〇〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	八八七〇〇
	四 厚生労働費	市部人口	一人につき	
	1 生活保護費			
	2 社会福祉費			
	(1) 經常経費	人口	一人につき	三七九〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	六〇〇〇
	3 保健衛生費	人口	一人につき	三六二〇〇
	4 清掃費	人口	一人につき	八二四〇〇
	(1) 經常経費	人口	一人につき	一〇〇〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一五四、〇〇〇〇〇
	5 労働費	失業者数	一人につき	
	五 産業経済費			
	1 農業行政費	農家数	一戸につき	八、二〇〇〇〇
	(1) 經常経費	農家数	一戸につき	四、〇〇〇〇〇
	(2) 投資的経費	農家数	一人につき	二〇〇〇〇
	2 商工行政費	人口	一人につき	
	3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	五、一七〇〇〇
	(1) 經常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	三、五〇〇〇〇
	(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	
	六 その他の行政費			
	1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	一三〇〇〇
	2 戸籍住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき	一、〇八〇〇〇
	3 その他の諸費			

(1) 經常経費	人口	面積	(2) 投資的経費	面積	人口	七 災害復旧費	八 特定債償還費	九 辺地対策事業債償還費	十 特別事業債償還費
	一人につき	一平方キロメートルにつき	一人につき	一平方キロメートルにつき	一人につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
	二、〇三二〇〇	一四〇、〇〇〇〇〇	四五〇〇〇	六〇、〇〇〇〇〇	四五〇〇〇	九五〇〇〇	二五〇〇〇	八〇〇〇〇	一二九〇〇

(昭和四十七年度分から昭和五十四年度分までの地方交付税の総額の特例)

第二条 昭和四十七年度から昭和五十四年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき地方交付税の総額は、法第六条第二項の規定により算定した額（昭和四十七年度及び昭和四十八年度にあつては、法附則第十一項の規定により算定した額）から、当該各年度の前年度における借入金額の額に相当する額から当該各年度

における借入金額の額に相当する額を控除した額を減額した額とする。

2 前項の借入金額の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第十六項の規定による借入金額の額として当該各年度の予算で定める額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を

次のように改正する。

附則第十三項中「昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和四十五法律第二百二十四号）」を「昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和四十六法律第 号）」に改め、附則第十四項中「又は昭和四十五年度及び、第二十四項の規定によるほか」を削り、附則第十九項を削り、附則第十八項中「若しくは第十五項」を「、第十五項若しくは第十六項」に改め、同項を附則第十九項とし、附則第十七項中「及び第十五項」を「第十五項及び第十六項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第十七項とし、同項の前に次の一項を加える。

16 この会計においては、昭和四十六年度から昭和五十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、昭和四十六年度分にあつては千二百九十五億六千万円、昭和四十七年度から昭和五十三年度までの各年度分にあつては千二百九十五億六千万円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる当該下欄に掲げる金額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができ。

年 度	金 額
昭和四十七年度	三十億円
昭和四十八年度	六十億円
昭和四十九年度	百億円
昭和五十年	百四十億円
昭和五十一年度	百八十億円
昭和五十二年	二百二十億円
昭和五十三年	二百七十億円

附則第二十五項中「第十六項から第十八項」を「第十七項から第十九項」に改め、附則第二十八項中「十億円」の下に「と昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律第一条第一項第一号に掲げる額との合算額」を加え、附則第二十九項中「第十六項」を「第十七項」に改め、「第十九項」を削り、「第十五項」の下に「、第十六項」を加える。

〔玉置猛夫君登壇、拍手〕

〇玉置猛夫君 ただいま議題となりました昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、所得税の減税に伴う地方交付税の減収を補てんするため、臨時地方特例交付金五百二十八億円を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れ、地方交付税の減収分及び地方公務員の給与改定に要する経費千二百九十六億円を同特別会計において借り入れることとするほか、給与改定に伴

昭和四十六年十二月一日 参議院會議録第十一号 昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

り単位費用の特例、借り入れ金の償還に伴う昭和四十七年度から昭和五十四年度までの各年度の地方交付税の総額の特例等について所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終わる、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して神沢委員より反対、自由民主党を代表して増田委員より賛成、公明党を代表して藤原委員より反対、民社党を代表して中沢委員より反対、日本共産党を代表して河田委員より反対の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しましては、各派共同の提案にかかる附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三一君

議員

塩田 啓典君	松岡 克由君	志村 愛子君	竹内 藤男君	鈴木 省吾君	山崎 竜男君
喜屋武眞榮君	野末 和彦君	高橋 邦雄君	柴立 芳文君	高田 浩運君	佐藤 一郎君
山田 勇君	内田 善利君	古賀雷四郎君	黒住 忠行君	寺本 広作君	久保田藤麿君
藤原 房雄君	栗林 卓司君	小林 国司君	大松 博文君	園田 清光君	鹿島 俊雄君
中村 利次君	青島 幸男君	玉置 猛夫君	石原慎太郎君	植木 光教君	玉置 和郎君
原田 立君	中尾 辰義君	山崎 五郎君	菅野 儀作君	町村 金五君	橋 直治君
木島 則夫君	柴田利右門君	長田 裕二君	佐田 一郎君	高橋文五郎君	岡本 悟君
上林繁次郎君	矢追 秀彦君	石本 茂君	安田 隆明君	吉武 恵市君	大谷藤之助君
三木 忠雄君	阿部 憲一君	鬼丸 勝之君	源田 実君	塚田十一郎君	小笠 公昭君
松下 正寿君	萩原幽香子君	藤田 正明君	木村 陸男君	前田佳都男君	堀本 宜実君
亀井 善彰君	峯山 昭範君	長谷川 仁君	栗原 祐幸君	柴田 栄君	大竹平八郎君
田代富士男君	柏原 ヤス君	土屋 義彦君	米田 正文君	平井 太郎君	塩見 俊二君
黒柳 明君	田淵 哲也君	木島 義夫君	平島 敏夫君	剣木 亨弘君	青木 一男君
中沢伊登子君	川上 為治君	丸茂 重貞君	鍋島 直紹君	迫水 久常君	西田 信一君
熊谷太三郎君	沢田 実君	江藤 智君	植竹 春彦君	増原 恵吉君	赤間 文三君
山田 徹一君	鈴木 一弘君	新谷寅三郎君	杉原 荒太君	斎藤 昇君	船田 譲君
宮崎 正義君	向井 長年君	木内 四郎君	松平 勇雄君	伊部 真君	田 英夫君
高山 恒雄君	温水 三郎君	上原 正吉君	古池 信三君	嶋崎 均君	稲嶺 一郎君
濱田 幸雄君	渋谷 邦彦君	郡 祐一君	重宗 雄三君	上田 哲君	工藤 良平君
二宮 文造君	多田 省吾君	安井 謙君	岩動 道行君	初村瀧一郎君	星野 重次君
小平 芳平君	村尾 重雄君	細川 護熙君	佐藤 隆君	竹田 現照君	戸田 菊雄君
小山邦太郎君	棚辺 四郎君	上田 稔君	河本嘉久蔵君	前川 旦君	山本茂一郎君
中村 禎二君	橋本 繁蔵君	中山 太郎君	片山 正英君	山内 一郎君	柳田桃太郎君
原文兵衛君	検垣徳太郎君	金井 元彦君	岩本 政一君	宮崎 正雄君	沢田 政治君
		梶木 又三君	長屋 茂君	杉山善太郎君	田中寿美子君
		若林 正武君	矢野 登君	楠 正俊君	内藤登三郎君
		増田 盛君	渡辺一太郎君	西村 尚治君	松永 忠二君
		山本敏三郎君		森中 守義君	野上 元君

沖繩返還協定特別委員	阿貝根 登君	沖繩返還協定特別委員	中尾 辰義君	運輸委員	瀬谷 英行君	同	柴立 芳文君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。		同日内閣から左の報告書を受領した。		通信委員	藤田 進君	同	桧垣徳太郎君
沖繩返還協定特別委員	大矢 正君	長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書		運輸委員	藤田 進君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
同	柴田利右エ門君	旧軍港市転換事業進捗状況報告書		通信委員	瀬谷 英行君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。		別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書		去る十一月三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。			
昭和三十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律案		伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書		内閣委員	土屋 義彦君	同	初村龍一郎君
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。		熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書		地方行政委員	塩見 俊二君	同	土屋 義彦君
琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件		横浜国際港都建設事業進捗状況報告書		同	原 文兵衛君	同	大蔵委員
去る十一月二十五日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和四十六年度第一・四半期における国庫の状況の報告を受領した。		神戸国際港都建設事業進捗状況報告書		同	柴立 芳文君	同	戸田 菊雄君
去る十一月二十六日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。		奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書		同	鍋島 直紹君	同	社会労働委員
沖繩返還協定特別委員	三木 忠雄君	京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書		同	安井 謙君	同	農林水産委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。		松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書		大蔵委員	棚辺 四郎君	運輸委員	塩見 俊二君
		芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書		同	和田 静夫君	建設委員	柴立 芳文君
		松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書		同	戸田 菊雄君	予算委員	古賀雷四郎君
		軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書		同	初村龍一郎君	同	桧垣徳太郎君
		去る十一月二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。		同	平島 敏夫君	議院運営委員	土屋 義彦君
				同	竹内 藤男君	同	安田 隆明君
				同	土屋 義彦君	同	若林 正武君
				同	若林 正武君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に	
				同	古賀雷四郎君		

付託した。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律
案（地方行政委員長提出）

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律案可決報告書

昭和四十六年十二月一日 参議院会議録第十一号

二四六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円 (送料別)
発行所
東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二 四四二(大代)